

大津地方裁判所委員会議事録

- 1 日時
平成21年6月4日(木)午後2時00分から午後4時30分まで
- 2 場所
大津地方裁判所大会議室(本館1階)
- 3 出席者
(委員)五十音順・敬称略
飯田喜信, 梅原洋平, 小田垣亨, 竹下育男, 坪井祐子, 松居徹郎, 松田葉子, 若林勲, 渡邊暁彦
(事務担当者)
西山実, 武部良一, 島田博敏, 吉川昌範, 大本善久
- 4 議事
 - (1) 委員の異動の報告
事務担当者から, 検察官委員1名の異動について報告した。
 - (2) 新任委員の自己紹介
 - (3) 裁判員制度の実施に向けた準備状況についての報告
裁判所(坪井委員), 検察庁(松居委員)及び弁護士会(竹下委員)から報告
 - (4) 裁判員裁判法廷におけるデモンストレーション, 法廷・評議室の見学
検察官による冒頭陳述と証拠の説明, 裁判所による法廷及び評議室の案内, 音声認識システムの概要説明
 - (5) 意見交換
「裁判員裁判の円滑な実施に向けた課題」
発言要旨は, 別紙1のとおり
「地方裁判所委員会に参加した感想, 今後の在り方について」
発言要旨は, 別紙2のとおり
 - (6) 任期満了に伴う退任委員のあいさつ
 - (7) 次回の開催日程
新委員委嘱後, 日程及び議題を調整の上, 開催することとした。

(別紙1)

発言要旨

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 検察官委員, 裁判官委員, 事務担当者)

「裁判員裁判の円滑な実施に向けた課題」

先ほどのデモンストレーションを見て、昔、取材で初めて裁判を見たときと比べて、裁判が一転したというのが感想で、ハイテク化されていて分かりやすかった。冒頭陳述についても、昔は司法関係者と一部の取材記者の間で分かればよいといった感じだったが、一般の方が裁判に参加しても分かるような工夫が相当されていると思った。ただ、そうしないと、裁判員裁判はうまくいかないのかなと感じている。実際の裁判員裁判においてもこのくらい分かりやすく説明するのか。

実際の裁判においても、さらに分かりやすくなるようにしたいと考えている。

法律用語は難しく、一般の人が分かるように意味を変えずに言い換えるのは難しいので、その辺は結構苦労されたのかと思うがどうか。

「殺意」と言えば、殺すつもりがあったか、なかったかということでわかりやすいが、「責任能力」や、「正当防衛」など難しい法律用語をいかにわかりやすく説明するか、工夫していかなければならないと思っている。

滋賀弁護士会では特に裁判員裁判に対応する弁護士名簿は作らず、従前からある一般的な国選弁護用の弁護士名簿から選定することになっており、会員一人当たり年間1件か2件の裁判員裁判を担当することになると思われる。そうした中においては、検察官と違い、経験水準のスキルアップができず、マニュアル的なものを活用しながらやっていく形にならざるを得ないと思う。

デモンストレーションを見て、最新の技術を使って裁判が進められることに驚いた。プレゼンソフトをうまく使いこなしていくことが求められると思うが、先ほど検察官が活用されたソフトと同じソフトを弁護人側も活用されることになるのか。

どのようなソフトを使うかはそれぞれの弁護士に任せられるため、使うソフトはまちまちになると思うが、皆必要性は認識しているので使う方向になると思う。

パワーポイントを使って講義を行うことは増えているが、パワーポイントを使うと、そっちの方にばっかりに神経がいき、肝心の学生に対して面と向かって話ができなくなる傾向がある。先ほどのデモンストレーションを見ていて、一つ気になったのは、資料を対比させる場合に、どのような形で提示するかによって、その印象は変わってくるんじゃないかなという点である。全体の裁判においてソフトを同じような形式に合わせ、研修等を通じて理解をしていくという試みをしていてもいいのではないかと感じた。

検察庁では主にパワーポイントを利用している。

弁護士会では、それぞれの弁護士が自分の費用で買うことになるのでソフトの統一化は無理だと思う。研修についても、特にパワーポイントというソフトに限って研修しなければならないような状況ではないと思う。

ノーベル賞の受賞者の記念講演などではパワーポイントで視覚的に理解できるような情報を映し出しており、検察官の冒頭陳述を視覚的にというのも難しいとは思いますが、文字を箇条書きにしてあるより、もう少し工夫があってもいいかもしれない。

証拠との兼ね合いということがあり、冒頭陳述の中で、証拠の図面をそのまま出すのも問題があるため、あまりにもデフォルメすると証拠からかけ離れてしまう。また、遺族の感情も考慮しないといけない。ただ、文字ばかりだと確かに分かりにくいので、例えば部屋の間取りなどは簡略に分かりやすくすることは可能だと思う。

先ほど裁判員法廷を見学させてもらったが、これまで使われてきた法廷と全然雰囲気が違うと感じた。行われる法廷によっても裁判員の意識に違いが出てくると思った。二つの法廷を使い分けするのは人数の関係か、あるいは罪名によってか。

裁判員裁判を行う法廷は主として別館の21号法廷を考えている。ただ、事件の係属状況により、二つの法廷を使わなければいけない必要が生じる場合があるので、そのときは本館にある法廷を使うことを考えている。

大津地裁では一つの裁判体で裁判員裁判に対応する予定だが、事件の係属状況等により、二つの裁判体で審理できるようにしており、先ほど見ていただいた法廷と、本館の1号法廷の両方を使うこともあり得る。

裁判員は3日間審理に携わることになるようだが、裁判官と裁判員の間で、自分はこの人間だということをお互いにある程度話しておかないと、質問や議論もしにくいのではないかなと思う。

今まで行ってきた模擬裁判で、休憩のときに雑談をするなどして話をしやすい雰囲気を作るよう心がけてきた。ただ、実際の裁判では、裁判員のプライバシーも守っていかなければいけないので、仕事のことや家庭のことなどについて立ち入った話をするには考えていない。

模擬裁判では、裁判員の方の名前を番号で呼ぶという扱いも行われていたが、実際の裁判でもそうなるのか。

たぶんそうなると思う。裁判員の方には、ちょっと失礼かもしれませんが御容赦願います、というようなことで説明することになると思う。

もう少し工夫があったら質問もしやすくなると思う。裁判員制度のビデオなどを見ると、休憩の折に隣同士になった人と、実は、私、こんな商売をやってますとか、そういう話をすることで、自然と打ち解けていくような雰囲気を感じ取った。

打ち解けた雰囲気の中で話すことは必要だと思う。

昨年からは就労、経済状況が非常に厳しくなっており、特に外国人の事件についての状況に理解のある方が入って議論をされるのもいいと思う。外国人に対する偏見を持つことは戒めなければならないと思う。経済状況等の世情に鑑み、裁判員が裁判官と違った雰囲気を持ち込むことによって寄与できるのではないかなと思う。

裁判員にはいろいろな視点や経験を持つ方がいて、それはそれで議論していくところに意義があるかもしれない。選任手続の中で候補者に個別に質問する場面があるが、そのときにも候補者の物の考え方などどこまで問えるか、どこまでチェックできるかは難しい問題である。

極端なことと言えば、死刑についてどう思うか聞かれるようなこともあるか。

その点は非常に難しい問題で、死刑が問題になり得るような類型の事件において、死刑についての考えを選任手続の中で聞くことは、全くないわけではないと考えている。具体的には、事件ごとに判断をすることになると思うが、やはり死刑の問題は若干個人

の信条などに絡んでくるので問わざるを得ないのではないかという意見もかなりあると思う。

選任手続においては、検察官と弁護人が立ち会い、裁判長が質問していくことになるが、こういう質問をしてくれということは、検察官・弁護人も申し出ることができる。そういう意味では検察官も弁護人もその点についてどのように考えるか避けることができない問題である。

死刑廃止論の方もいて、死刑存続の考えの方もいて、そういう考えの方について選任手続の中でどう考えるかというのは難しい問題だと思っている。

死刑求刑が予想される重大な事件については、選任手続のところから問題になってくるが、裁判員を選ぶときに正面から聞いていってもいいんじゃないかという意見もあると思うが。

死刑廃止論者といってもいろんな人がいて、確固たる信念で私は絶対反対と言っている人と、どちらかというところだと反対だという人がいて、選任の段階でどこまで選別できるのか、なかなか難しい。

何でもかんでも悪いことをしたら死刑というような極端なことを言われるような、審理をする前から答えを出そうとする極論者はちょっと危ないのではないかと思う。考えてみてから答えを出そうとする、そういう柔軟な人を選んでいかなければいけないのではないかと思う。

今まで行われた模擬裁判では、企業から推薦してもらった人や法廷傍聴に来られた方に協力してもらったので、今言われたような極端な方はいなかったが、実際には無作為抽出になるので、中にはそういう人も含まれるかもしれない。ただ、選任の段階でどこまで把握し得るかは難しい。

法廷でのデモンストレーションを見ての印象だが、デモンストレーションであっても、かなり頭の中がいっぱいになった。ここで聞き漏らしてしまっただけは大変なことになってしまうかもしれないという緊張感があった。本番で緊張してカーっとなってどうしようもなくなってしまう裁判員も出てくるのではないかと思った。そうしたことに対するフォローが要るのではないか。

検察官の冒頭陳述は、パワーポイントを使ったもので、視覚的にわかりやすくとてもよかった。ただ、そのディスプレイを必死に見ていると、今度は実際に話している人の顔を見ることができないので、与えられる情報をどういう割合で自分の中で調整をしていくか、慣れないことにはなかなかできないと思った。

裁判員6人、裁判官3人がいて、自分だけでやる必要はないという考え方があって、自分が自分で考える疑問点を追っかけていけばいいのかなとも思う。

「見て、聞いて、分かる裁判」ということで、今言われたように、その場で緊張してしまって、情報を咀嚼できないという問題はあると思う。

見て聞いては同時にできないこともある。

見て聞いて分かるというのは、その場で分かってもらって、その場で問題点を把握してもらおうという意味があるが、一回その場で提示されたものを後でもう一回見直し復習するといったプロセスが必要になってくるか。

状況によると思うが、偏見を持ちたくない等の理由で判断材料から外したいと思う情

報などもあり、すべてが分かるわけではないと思う。

その場で与えられた情報について、その場で取捨選択されることもあるということか。そんな感じだった。

先ほどの冒頭陳述で被告人の前科の話があり、実際に直近の前科について説明があったが、それ以外の残りの前科の情報も開示されるのか。

証拠としては出てくるが、冒頭陳述ではそぎ落としている。私見だが、例えば殺人事件で殺人の前科があるということを冒頭陳述ではあまり言わないと思う。そういうところで有罪を勝ち取ろうとしてるんじゃないかというふうに思われたりするかもしれないので。

分かりやすい冒頭陳述というところで、ある程度情報量がないといけませんが、細部にまで渡る情報を必要とするところまでいかにそぎ落としていくか、なかなか難しいと思う。裁判員法が制定される前は、このような工夫はほとんどされていなかったが、裁判員法が制定され、今の裁判も変わってきている。

先ほど来、壇上に座っているとすごく緊張するという意見が出されていたが、初めて来られた方が裁判に携わるということで、今日は何時間あって、1時間で休憩に入るとか、冒頭陳述の次はこういうことをやりますといった全体の流れみたいなものは、あらかじめ裁判官からレクチャーされるのか。

そのあたりのやり方もそれぞれではあるが、裁判員は、特に最初の方にすごく緊張すると思われるので、今までの模擬裁判では、特に最初の方で少し休憩を入れ、冒頭陳述が終わった後にもう1回休憩し、証拠調べに入るということをしてきた。それから、もちろん、今日は何時まで審理するか、これから何をするかということも最初に説明するが、あまり最初に全部レクチャーしてしまうと、情報としては残りにくいということもあるので、どの時点でどこまで説明するか配分も難しいところである。

先ほどのデモンストレーションでディスプレイを見ながら検察官の話を聞いていて、ちょっとメモを取りたいと思っても、どんどん次へ進んでいってしまった。状況を自分なりに整理できる時間的な間を少しでもとるとかといった配慮があれば、裁判員にとって有り難いのではと思った。

メモを取りたいという気持ちはあるかもしれないが、裁判員裁判はなるべくメモを取らなくても理解してもらえる形で行われることを目指していると思う。

模擬裁判に参加していただいた方も、手元に紙がないと不安で、聞いた話をメモを取っていきたいという感想の人が多かった。メモを取るような内容を全部資料にして渡した方がいいかということ、あまりごちゃごちゃした資料があってもわかりにくくなる。

大学で裁判官に来ていただいて模擬裁判員裁判をやったが、その後の評議のときに、裁判官が話しやすいような雰囲気をつくらうとして、事実の確認のときに質問をされたが、後から、学生に話を聞くと、ちゃんと聞いておかないと当てられたときに答えられないことになるので緊張したという意見が多くあった。どれぐらいの資料を手元にもらえるのかということもあると思う。

先ほどの発言にもあったが、一人の人が全部の情報を吸収しているのではなく、裁判員の中で、さっきどんな話があったかなということを出し合って話をしていくといった程度の雰囲気でもいいのではないかと思う。もう一度確認したいことは音声認識シス

テムを使ってもう一回確認するという、そのくらいの気持ちで臨んだ方がいいのではという感じがする。

今おっしゃっているようなことを、少し緊張感をほぐす意味で最初に説明していただくと多少はそういう意識で臨めるかもしれない。

分かりやすい裁判という点についてどのような工夫をしたらいいか。

先ほどのデモンストレーションを聞いていて、事実だけを、これは動かせない事実ですとまず明示して、それに対して、検察側・弁護側それぞれの意見はこうですと提示していただいた方が、私の意見はどちらに近いかと裁判員には比べやすいと感じた。評価的な表現がない方が判断しやすいと思う。

冒頭陳述のやり方について、ストーリー的にいきさつを伝える方がイメージしやすく、そっちの方が主流だと思うが、今言われたように、この事実は客観的に動かない事実として、今はこういう主観が問題となっているということで、それに対して、検察官はこういう主張をしているといった形で、構造を変えながらやっていくことも十分検討しなければいけないと思う。

冒頭陳述は、検察官が行う検察側が描いた事件のストーリーであるにとらえているが、一般の人が聞いたときに客観的事実かストーリーか分からず、裁判員が聞いたときにそこがごっちゃになってしまうこともあるかと思う。

裁判官のレクチャーにおいて、これは主張で、客観的事実ではないとか、証拠と主張とは違うとか、そういうことを冒頭で説明していくことになるのか。

主張と証拠調べとの違いは、なかなか実感していただきにくいことから、どうしても冒頭陳述で述べられたことが真実だというような前提で、検察官と弁護人がそれぞれの主張をすると、どちらが本当なのかわからないということになる。その点は、証拠の中で判断してもらうのが裁判で、冒頭陳述で判断されなくてもいいということは最初に説明することになると思う。

先ほど見た評議室のラウンドテーブルに座って評議をする際、自分で考える時間、シンキングタイムはあるのか。いきなり議論になるのか。

皆で議論を交わしながら考えを深めていくことになるので、裁判官から発言を求めたときに、まだ考えがまとまらないということであれば、時間をおいて発言してもらった方がいいと思う。評議は1人で考えるものではなく、9人が皆で考えを述べながら、それぞれ影響されて、また意見を変えていくというような形で意見をまとめていくものだが、1人で考える時間がほしいという要望があれば、そういう時間をとったり、適宜休憩をとることは考えていきたいと思う。

期日のとり方についても、一日おきにしたり、評議も一日おいてやるなど、事件によって工夫していくことも考えられる。

そういうことも考えている。また、評議についても、中間評議と言って、休憩兼トキングのような時間を適宜設け、休みながら少し話をして、また審議をし、また少し話をしてというような形で議論を進めていくことも有効であると思っている。

別紙 2

「地方裁判所委員会に参加した感想、今後の在り方について」

裁判員制度が2年後に始まるというときにこの委員会に参加し、いろいろな立場の方の意見が聞けて、非常にありがたかった。裁判員制度が始まり、これからいろいろな問題が出てくると思うが、裁判に一般の人が参加する制度が始まることから、ぜひこの制度がうまく定着するようになっている。

裁判員制度の発足の時期とこの委員会が重なり、いろいろな勉強をさせていただいた。裁判所や検察庁、弁護士会が裁判員制度の周知に向けていろいろな努力をされているのがよくわかり、裁判員制度が身近に感じられるようになった。

教育機関所属している関係で、学習指導要領に新しく裁判員制度のことが組み入れられるなど、裁判が大きな転換期にある時期にこういう形で委員としていろいろ勉強させていただき、大変光栄なことと思っている。

素朴な意見として、もう少し幅広くいろいろな層の方からの参加を考えて、意見を聞くことも今後の課題として検討してもいいかと思う。

委員を2年間務め、様々なテーマがあったが、やはり裁判員裁判が中心だったのかなと思う。今後、裁判員裁判に関し、体験された方から制度の評価を実施していくことになると思うが、裁判員に選ばれず、午前中で帰る候補者も含めて裁判員制度に対する評価、さらに、裁判の進め方について、裁判官、検察官、弁護人に対する意見を集約していくことが非常に大事になると思う。既に検討されていると思うが、評価について充実していってほしい。

制度の評価については、裁判員候補者や裁判員を経験された方へのアンケートを実施し、感想や意見を全国レベルで集約していくことを検討しているところで、その具体的な活用方法として、アンケートの内容をこの委員会で紹介して、皆さんの意見を聞くというのも一つの方法かと考えている。

裁判員制度が2年後に実施されるときに委員となり、所属する経済団体及び滋賀県の関連団体の中で、裁判員制度の知識を広めることが私の仕事と思い、経済団体で模擬裁判に参加させてもらったり、商工会議所での勉強会や私が個人的に入っている勉強会に長浜支部から説明に来ていただくなどして努力した。

裁判員制度の公開説明会をされているのはいいことで、2年前はどうなるのかと思っていたが、5月21日がきたら何とかなるものかなと感じた。やり始めたら自然にだんだんと改善されていくものかなと思っている。

裁判員制度の評価をどんどんやってもらったらいいと思う。先ほど全国の意見集約をするという話があったが、大津の地方裁判所は滋賀県の地域の実情にあった意見をどんどんフィードバックしてほしい。滋賀はスムーズに運営されていると他地域に自慢ができるような裁判所になってもらいたいと思う。

個人的には、裁判員裁判のことを大いに教えていただいたが、もっとそれ以外に、これまでの委員会の報告などを見せていただき、地域全体の使い勝手等についての提案ができればよかったと思っている。

第1回から見てきて回を重ねるごとに発言がしやすくなってきたと思う。弁護士会では第1期の委員のときから、弁護士の委員が中心となり、他の地家裁委員会の委員を誘

い、委員の独自の勉強会を継続的にやってきており、それが委員の方々が仲良くなってもらうチャンスにもなっていた。今回2回しか実施できなかったのもう少しきっちりやれていたなら、早めに仲良くなれていたのかもしれないと反省している。

テーマについて、第1期の委員会の大きな成果として、大津地裁に意見箱が設置された。第1期の委員会では、裁判所と弁護士会の対立構造の中で実質的な議論ができなかった裁判所もある中、大津は、市民の意見を聞こうということで設置された。どういう意見がきているか、この委員会で披露してもらい、意見交換をする場があってもいいと思う。

皆さんからご意見をいただき、本当にありがたかった。裁判員裁判直前ということで裁判員裁判の話が多かったが、この法律は3年後に見直されることになっており、そのためにも1年目、2年目からどういう方向性を出すのか考えていかなければいけない。私ども裁判官も、その責任を感じており、今後お知恵を借りることができれば非常にありがたいと思っている。

反省点として、制度の説明に止まらず、もう一つ進んで特に裁判に国民が参加しやすい、アクセスしやすいような、そういう観点からの意見交換ができればよかったと思っている。委員会としては裁判員制度に止まらず、司法全体について理解しやすい司法を目指して、視点を変えたテーマを設定していくことも考えていきたい。